

令和元年度

第 1 回 東京都子供・若者支援協議会
連絡調整部会

令和元年 12 月 25 日（水）

都庁第一本庁舎北塔 34 階

34A 会議室

午後 3 時 29 分開会

○座長 若干早いですけれども、定刻にお越しいただける方々、皆さんそろっていますので、始めたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

○事務局 それでは、ただいまから、東京都子供・若者支援協議会連絡調整部会、今年度の第 1 回を開催いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議の公開についてですが、都の附属機関等については原則公開ということが附属機関と設置運営要綱に規定されておりますので、本日の会議も原則公開とさせていただきます。このため、傍聴の方がお越しになる可能性もございますので、ご了承ください。また、速記の方が入っております、議事録につきましては、後日改めて委員の皆様にご確認いただいた後、公開する予定となっております。ご了承くださいませよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、はじめに、都民安全推進本部若年支援課長の濱村よりご挨拶申し上げます。

○座長 都民安全推進本部若年支援課長の濱村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は年末のお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃からそれぞれのお立場で、子供・若者の育成支援にご尽力いただいております、誠にありがとうございます。

改めてでございますけれども、当連絡調整部会は、子供・若者育成支援推進法第 19 条に基づき設置をしております東京都子供・若者支援協議会、こちらの実務者会議という位置づけになってございます。社会的自立に困難を有する若者の自立等に係る関係機関相互の情報共有、連携強化等を目的として、開催をさせていただいているものでございます。

本日の議題でございますけれども、平成 27 年度に私どもで作成いたしました東京都子供・若者計画の改定についてということで、予定をさせていただいております。具体的には、事務局から現計画の進捗状況などについて報告をさせていただいた上で、それぞれのお立場から、ぜひ、率直なご意見あるいは課題等について、ご発言いただければと存じます。

また、本日はそれぞれの分野の支援機関の方々にお集まりをいただいております。各機関のご意見ですとか、あるいは課題、あるいは実際の状況などを、それぞれ皆さんで認識を共有していただいて、そのことで、より一層の連携の強化、あるいは施策の推進につなげてい

ければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 本日は今年度第1回目の開催となりますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いいたしたいと思っております。ご所属とお名前をお願いいたします。

それでは、委員名簿の順番で、東京都教育相談センターの大津様から、こちら、反時計回りをお願いいたします。

○大津委員 東京都教育相談センター統括指導主事の大津と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○三木委員 女性相談センター所長の三木と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○山崎委員 東京都発達障害者支援センターのセンター長の山崎です。よろしく願いいたします。

○大海委員（代理） 多摩総合精神保健福祉センターの相談担当の大海と申します。副所長の橋本の代理で参りました。よろしく願いいたします。

○小田委員 住居喪失不安定就労者を支援しておりますTOKYOチャレンジネットという相談窓口の所長をしています小田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○熊坂委員（代理） 東京保護観察所で民間活動支援専門官をしています熊坂と申します。本会の東京保護観察所の委員は首席保護観察官の藤井でございますが、本日は代理で出席させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○前田委員（代理） 東京労働局職業安定部職業安定課長補佐の前田と申します。本日は委員であります職業安定課長の山口の代理で参っております。どうぞよろしく願いいたします。

○上野委員 東京しごと財団の正規雇用対策担当課長の上野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○百瀬委員 東京都消費生活総合センターの相談課長の百瀬でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤委員 公益社団法人被害者支援都民センターの佐藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○高村委員 法テラス東京の事業部長をやっております高村と申します。よろしく願いいたします。

○墓田委員（代理） 認定NPO法人育て上げネットの墓田と申します。本日はHR担当の井村の代わりに出席させていただいております。よろしく願いいたします。

- 藤井委員 NPO法人文化学習協同ネットワークの若者支援事業を統括しております藤井と申します。
- 菅野委員（代理） 東京都ひきこもりサポートネットを運営しております青少年自立援助センターの菅野と申します。よろしくお願いいたします。
- 奈和良委員 東京都若者総合相談センター「若ナビα」のセンター長の奈和良でございます。よろしくお願いいたします。
- 富田委員 小金井市子ども家庭部子育て支援課長をしております富田と申します。本日は26市の子供主管部長会会長市の主幹課長として参加をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 事務局 皆様、ありがとうございました。そして今、小平保健所の桑波田課長、いらっしやいましたので、お願いいたします。
- 桑波田委員 遅れまして申し訳ありません。東京都保健所を代表してきております小平保健所の桑波田と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局 ありがとうございます。

それでは、次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元に資料一覧という資料を配付しております。そちらをご覧ください。本日の配付資料は、次第、出席者名簿、座席表、連絡調整部会設置要綱のほかに、本会議の資料として、資料1「東京都子供・若者計画の概要」、資料2、基本方針についての資料、それから資料3「東京都子供・若者計画掲載事業の現在の状況について」、資料4「東京都子供・若者計画の改定に向けて」というものを右側にお配りしております。

それから皆様の左側、支援機関の皆様から提供していただいた資料を置かせていただいております。まず、被害者支援都民センター様からいただいたリーフレットと、東京しごとセンター様のチラシ、それから資料番号を振らせていただいております、資料5「青少年リスタートプレイス」のリーフレット、資料6「学校問題解決サポートセンター」のリーフレット、続いて資料7で「話してみようあなたの心配」というリーフレット、続いて資料8で「児童相談所のしおり」、資料9「みんなの力で防ごう 児童虐待」、資料10「児童虐待防止条例」の大人向けのリーフレット、資料11として、同じ条例の子供向けのリーフレット、資料12「体罰などによらない子育てハンドブック」、資料13「若年被害女性と支援モデル事業の取組について」、資料14「思春期・青年期相談のご案内」、資料15「再犯防止推進計画について」、

資料 16「ヤングコーナー」のリーフレット、資料 17「ワークスタート」のチラシ、資料 18「保護者のためのセミナー」のチラシ、資料 19「平成 30 年度消費生活相談概要」、資料 20「若者の消費生活相談の概要」、資料 21「消費者注意情報」、資料 22、「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン」のリーフレット、資料 23「オンライン結」のチラシ、資料 24「もしかしたら我が子はネット依存？」というチラシ、資料 25、武蔵野市若者サポート事業「みらいる」のチラシ、資料 26「若ナビα」のリーフレットとなっております。不足の資料などがございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。以降の進行は座長の濱村にお願いいたします。

○座長 では、議題に沿って進行させていただきます。

先ほど申し上げましたけれども、今年度、東京都子供・若者計画の策定から実は 5 年目となります。最終年を迎えまして、改定のための検討作業を、東京都青少年問題協議会を立ち上げ、ご議論いただいているところでございます。まずはこの計画の進捗状況について、事務局から報告をさせていただいて、その後に皆様方から、計画に対するご意見、あるいは関連する事業に対するご意見、あるいは課題等についてご発言をいただき、共有をしていきたいと考えてございます。

それでは、まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局 では、議題（1）東京都子供・若者計画の改定に向けてということで、私からは、計画の概要説明、それから進捗状況のご報告をさせていただきます。

資料 1 をご覧ください。計画の概要についてでございます。第 1 章の 1、計画策定の趣旨ですが、本計画は、子供・若者を取り巻く環境の変化の結果、ニート、ひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫など、子供・若者にかかわる諸問題が深刻化している状況を踏まえまして、全ての子供・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るために策定したものとなっております。

続いて、4、計画期間ですが、平成 27 年度から今年度までの 5 年間となっております、改定に向けて、今年度の 10 月、青少年問題協議会を立ち上げまして、ひきこもり、発達障害、非行、若年者の就業など、さまざまな困難を抱える若者の支援について、有識者の方々に検討いただいているところでございます。

右側に移りまして、第 2 章の 2、基本方針になりますが、基本方針 I として、全ての子供・

若者の健やかな成長と社会的自立を支援、基本方針Ⅱ、社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援、基本方針Ⅲ、子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備となっております。

続きます第3章ですが、今申し上げた基本方針を基に具体的な子供・若者支援施策が展開されており、

続く第4章では推進体制等の整備という構成となっております。

続いて、資料2は現行の東京都子供・若者計画に掲載しております3章本文の部分につきまして、基本方針ごと、項目ごとにおまとめした資料でございます。また、それぞれの項目の一番下の欄に、現計画の策定以降の主な取組について記載しております。資料3は、現行計画に掲載している事業について、今年度の7月1日現在の状況をまとめたものでございます。この資料2と3、2点の資料を用いまして、本計画の進捗状況についてご報告させていただきます。

まず、資料2をご覧ください。基本方針Ⅰ、全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援という基本方針の部分ですが、1、社会的自立に向けた「基礎」の形成について記載されております。その中の小さい項目ですが、1、基本的な生活習慣の形成、2、確かな学力の育成、3、豊かな人間性の育成、4、健やかな心と体をつくるという構成となっております。策定以降の主な取組としては、学力向上データバンクの構築ですとか、総合的な子供の基礎体力向上方策（アクティブプラン to2020）の策定ということになっております。この部分の事業を落とし込んだものが資料3になります。

主なものとしては、例えば上から3番目、生活習慣づくりとして、家庭での基本的な生活習慣の確立としつけですとか、一番下の段から2ページ一番上の段、食育に関する記載がございます。

続いて、2ページ、確かな学力の育成というところで、学びの基礎の徹底というところでは、習熟度別指導ですとか反復学習についての記載もございます。続きまして、高等学校における学力の定着。それから、新しい取組としては、この段の中の一番下のポツですが、学力向上データバンクの構築とございます。それから新規として、その下の段ですが、通信制高校におけるサポート体制の充実などの取組もございます。

それから3ページの下の方ですが、様々なタイプの高校ということで、多様な都立高校ですとか魅力ある専門高校づくりについて、次の4ページまでにわたって記載がございます。

それから、4ページ、下のほうですが、学び直しの支援ということで、チャレンジスクール、エンカレッジスクールにおける生徒の学び直しの支援についての取組がございます。

続いて、豊かな人間性の育成というところでは、コミュニケーション能力の向上ですとか、5ページ、様々な体験活動の機会の提供、それから次の6ページに向けて、道徳教育の充実というところで、事業の記載がございます。6ページの真ん中あたりですが、人権教育の推進についても取り組んでいるところでございます。

6ページ後段ですが、1-(4)、健やかな体と心をつくるということで、アレルギーの疾患対策ですとか7ページ、体力向上の推進がございます。ここに、先ほど申し上げたアクティブプラン to 2020 についての記載がございます。続きまして8ページですが、スポーツを通じた心身の健全育成ということで、オリパラ教育の推進についての取組がございます。

次の項目ということで、資料2の3ページ、社会形成、社会参加できる力の育成ということで、こちら、1、時代の変化に対応できる力の育成、2、社会貢献の精神の育成、次のページ、3、健康・安全に生活できる力を養う、4、子供・若者の自立や社会貢献、社会参加の意欲を育む多様な交流機会の確保が挙げられています。新しい取組としては、東京都英語村「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の開設、情報モラル教育の推進「SNS東京ルール」、新・放課後子どもプラン、新・放課後子ども総合プランの取組がございます。

これの具体的な事業ですが、資料3、8ページの中段以降になります。時代の変化に対応できる力の育成ということで、グローバル人材の育成、早期からの英語教育の充実について取り組んでおります。続きまして9ページですが、国際社会で活躍する日本人の育成、英語村の TOKYO GLOBAL GATEWAY の開設についても、平成30年9月から取り組んでおります。

続いて、日本人としての自覚と誇りの育成ですとか、科学技術を担う人材育成についても取り組んでおりまして、新規として、理数教育支援推進事業にも新しく取り組んでいるところでございます。

11ページですが、こちらは情報教育等の推進ということで、情報モラル教育の推進として、SNS東京ルールについて新たに取り組んでいるところでございます。

次に、社会貢献の精神の育成ということで、12ページの2段目、都立高校の新教科のところですが、これは計画策定後、28年度より、「人間と社会」ということで、全ての都立高校、それから中等教育学校で実施しております。

それから、健康・安全に生活できる力を養うというところで、13ページまで記載があります。

すが、心の健康づくり、性感染症予防、食物アレルギーや薬物乱用防止教育、食育についても取り組んでおります。続く 14 ページ、安全教育・防災教育についても取組を行っているところでございます。

それから（４）子供・若者の自立や社会貢献、社会参加の意欲を育む多様な交流機会の確保というところで、策定後の取組として、新・放課後子ども総合プランについて、こちらで取り組んでおります。続く、自然体験・スポーツ・文化活動の推進ですとか、その下の項目、社会参加・社会貢献活動の推進についても取り組んでいるところでございます。

続いて資料 2 の 5 ページになりますが、社会的・職業的自立を支援という項目になります。こちらに主に記載があるのは、1、就業能力・意欲の習得の促進、2、職業教育、職業訓練の充実、6 ページになりまして、様々な就業支援、4、社会生活において必要な知識の付与でございます。計画策定以降は、若年者に対する職業訓練の充実ということで、対象年齢を 25 未満から 30 未満に引き上げたところでございます。これの具体的な事業については、資料 3 の 15 ページ以降になります。

○事務局 就業能力・意欲の習得の促進ということで、キャリア教育や職業教育を充実し、学校から社会への移行をスムーズなものとする取組ですとか、その下、職業教育、職業訓練の充実ということで、専門高校における取組について記載してございます。17 ページですが、新しい事業として、都立産業技術高等専門学校における航空技術者育成プログラムの開設がでございます。続きまして、18 ページですが、若年者に対する職業訓練の充実ということで、こちらが 25 歳未満から 30 歳未満ということで、対象年齢を引き上げております。

その下、様々な就業支援ということで、若者と企業のマッチングですとか、新卒応援ハローワークやわかものハローワークにおける学卒ジョブサポーターによる支援、しごとセンターヤングコーナーでの取組、それから 19 ページですが、新規として就農支援を 29 年度より開始しているところでございます。

それから、社会生活において必要な知識の付与というところでは、法に関する教育の推進、その下、消費者教育などについて取り組んでいるところでございます。その他には犯罪被害の防止のための普及啓発の取組も行っております。

続きまして、資料 2 の 7 ページ、学びの機会の確保という項目になります。こちらは、1、就園・就学支援、2、様々な学習支援というところで、細かく項目が分かれているところでございます。計画策定以降の主な取組というところでは、ご覧の給付型奨学金、それから都

立産業技術高等専門学校における奨学金、被保護者自立促進事業などを掲載しております。

具体的なところでは、資料3の20ページ中段以降になります。就園・就学支援というところでは、保育園、幼稚園、小・中・高等学校における経済的支援などについて取り組んでいるところを記載しております。それから21ページの下の方ですが、こちらが新規で、先ほど申し上げた産業技術高等専門学校の給付金の取組でございます。それから22ページになりますが、こちらが一番上段が新規の取組となっております。

続く中段、様々な学習支援というところで、被保護者自立促進事業ということで、現在の状況としては、補助メニューを拡大して、塾代ですとか大学などの受験料にも補助をしているところがございます。

続いて、資料2にお戻りいただいて、基本方針Ⅱ、社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援というところがございます。こちらは困難な状況ごとの取組ということで、順番にご説明をいたしたいと思っております。

まず一つ目、いじめです。いじめについては、この枠の一番下の欄ですが、主な相談窓口として、教育相談センターの東京都いじめ相談ホットラインですとか、学校問題解決サポートセンターを記載しております。計画策定以降の主な取組としては、教育相談一般と東京都いじめ相談ホットラインの電話番号を統一し、フリーダイヤル化しているところがございます。

具体的な事業については、資料3の23ページ以降になります。いじめについては、中段あたりですね。スクールカウンセラー、それから次の欄のスクールソーシャルワーカーや家庭と子供の支援員などの取組をしています。それから一番下の欄、都立学校の自立支援チーム派遣事業を平成28年度から開始しているところがございます。続いて24ページは、学校におけるいじめ総合対策の推進というところと、25ページにおきましては、四つの段階に応じた具体的な取組というところでの取組について、記載しておるところでございます。

続きまして、資料2にまたお戻りいただきまして、9ページでございます。不登校・中途退学についてでございますが、主な相談窓口としては、教育相談センターにおける個別相談、それから青少年リスタートプレイスとなっております。計画策定以降の取組としては、これはいじめのところでも掲載されておりましたが、都立学校自立支援チームの派遣事業、それからNPO等と連携した学びのセーフティーネット事業となっております。この記載については、資料3の27ページでございます。28ページの中段あたりまで、不登校・中途退学の

ついでに取組をご紹介します。

それから、また資料2のほうにお戻りいただき10ページ、障害のある子供・若者への支援というところがございます。主な相談窓口として、児童発達支援センター、東京都発達障害者支援センター、心身障害者福祉センター、それから精神保健福祉センター、ハローワークなどをご紹介しますところ。続く11ページ、計画策定以降の取組ということで、将来設計を踏まえた特別支援学校・特別支援学級の整備ということで、平成29年2月に策定された計画の情報ですとか、平成28年2月に策定された東京都発達障害教育推進計画、それから30年3月に策定された東京都障害者・障害児施策推進計画の中の児童発達支援センターの設置促進、区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築がございます。これの具体的な記載については、資料3、28ページの中段以降でございます。

28ページの下から2段目ですが、これも現在の状況として新たに取り組んでいるところで、保育所等訪問支援の設置促進・運営の支援にも取り組んでいるところがございます。それから、29ページは特別支援教育の充実についてですとか、30ページの中段以降、発達障害のある子供・若者への支援。主なところでは、31ページ、一般就労に向けた支援の充実・強化ですとか、33ページでは、福祉施設における就労支援の充実・強化について取組をご紹介します。33ページの下から3段目になりますが、これが計画策定時から新たなところで、区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築ということで、共同受注推進協議会を設置して、受注拡大や工賃向上を図っているところがございます。

続いて資料2の12ページになりますが、ニート、非正規雇用対策というところがございます。こちらは策定以降新たにというところではないのですが、主に取り組んでいただいているということで、地域若者サポートステーションですとか、しごとセンターヤングコーナーをご紹介します。

具体的な事業としては、資料3の34ページからになります。ニートへの就労・職業訓練、正規雇用化のための就労支援の取組をご紹介します。

続いては、資料2の13ページ、ひきこもり対策というところがございます。こちらは、主な相談窓口として、続く14ページ、東京都ひきこもりサポートネットの取組について記載しております。計画策定以降の主な取組としては、今年度6月から、ひきこもりサポートネットにおいて、35歳以上の方への訪問相談を開始したこと、それから同じく今年度8月ですが、東京都ひきこもりに係る支援協議会の設置についてをご紹介します。具体的な事業

については、資料 3 の 35 ページから 37 ページに記載してございます。

資料 2 の 15 ページですが、非行・犯罪に陥った子供・若者への支援というところでございます。こちら、主な相談窓口は、都内 8 カ所にある少年相談室、少年センター、それから警視庁のヤング・テレホン・コーナー、各警察署となっております。計画策定以降の主な取組ですが、平成 31 年 3 月、東京都薬物乱用対策推進計画の策定、それから今年度 7 月の東京都再犯防止推進計画の策定がございます。

具体的な事業については、資料 3 の 37 ページ以降に記載がございまして、少年非行防止・保護総合対策の推進ですとか、違法薬物の対策強化、それから 38 ページの中段ですが、非行少年立ち直りワンストップセンター「ぴあすぽ」の運営、これは現在は若ナビαに統合されてございまして、若ナビαにおいて、非行少年、犯罪歴のある若者を対象に相談を受け付けているところでございます。それから雇用対策・就労支援等の立ち直り活動ですとか、39 ページの後段から、少年鑑別所ですとか、あとは 40 ページ、少年院、それから更生保護など、国の取組についてもご紹介しているところでございます。

続いて、資料 2 の 17 ページ、7、ひとり親家庭に育つ子供への支援というところで、主な相談窓口として、東京都ひとり親家庭支援センター「はあと」、それから各区市町村の母子・父子自立支援員について取組を紹介しております。それから、計画策定以降の取組としては、今年度末策定予定の東京都ひとり親家庭自立支援計画、こちらについてご紹介しております。

具体的な事業は、40 ページの後段から 44 ページにかけてご紹介をしているところでございます。43 ページですが、これが現在、策定時に比べた新しい取組というところで、公社住宅における優先入居制度、倍率優遇制度ですとか優先申し込み制度、それから、ひとり親世帯に対して収入審査の基準を緩和して、家賃を割引するなどの取組をしているところです。それから、44 ページ上段になりますが、こちらも住宅に関することですが、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進という取組でございます。

○事務局 それでは、ひとり親に関する事業については以上です。

続きまして、資料 2 の 18 ページ、8、自殺対策についてでございます。主な相談窓口としては、東京都自殺相談ダイヤル「こころといのちのほっとライン」、東京都自殺未遂者対応地域支援事業「こころといのちのサポートネット」の取組でございます。計画策定以降の取組としては、東京都自殺総合対策計画を 30 年 6 月に策定したところでございます。

具体的な事業としては、資料 3 の 44 ページ一番下の段から 45 ページの中段あたりにかけ

て、自殺に関する取組について掲載しております。

それから、資料 2 の 19 ページ、特に配慮が必要な子供・若者への支援ということで、(1) 外国人等への支援ですが、外国人については、45 ページ、就学相談、それから教育相談センターさんの相談事業、それから 46 ページの日本語指導等の充実となっております。

資料 2 の 19 ページです。主な相談窓口としては、各区市町村の教育委員会の就学相談ですとか東京都の教育相談センターをご紹介します。

続いて資料 2 の 20 ページが難病等という項目になっております。主な相談窓口は各区市町村の就学相談室、それから東京都の難病相談・支援センターを記載してございます。

具体的な事業としては 46 ページの中段以降から 47 ページの中段あたりまでですね。46 ページの下から 2 段目、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業ですとか、あとは 47 ページの一番上、難病相談・支援センターの取組については、こちらで掲載をしているところです。

続いて、資料 2 の 21 ページの(3) 性同一性障害等というところですが、これは最近の取組として、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の制定ということで、平成 30 年 10 月、それから東京都性自認及び性的指向に関する基本計画が、年末に策定予定となっております。性自認及び性的指向に関する専門電話相談が新規となっております。

具体的な事業の一覧としては、資料 3 の 47 ページの中段あたりに、今申し上げた専門電話相談の取組を紹介しておるところです。

また、資料 2 の 22 ページですが、続いて 10 代の妊娠という項目になっております。主な相談窓口は区市町村の保健センターというところです。

続いて、同じく資料 2 の 23 ページ、2、被害防止と保護ということで、その一番目の項目で、児童虐待防止対策の取組について掲載しているのですが、主な相談窓口が、子供家庭支援センター、児童相談所、警視庁の「ヤング・テレホン・コーナー」となっております。最近の取組としては、今年度 4 月に東京都子供への虐待の防止等に関する条例が制定されたところでございます。

具体的な事業としては、資料 3 の 47 ページ以降となっております。47 ページでは、未然防止対策ということで、ゆりかご・とうきょう事業ですとか、続く 48 ページの上から 2 段目、区市町村の子供家庭支援センター事業の取組についてご紹介しています。それから中段、早期発見・早期対応に関する事業として、その上から 2 段目、児童相談所の体制と取組の強

化、それからその下二つ、学校や医療機関における虐待対応力の強化にも取り組んでいるところがございます。

資料2の24ページになりますが、続きましては社会的養護体制の充実というところです。これは今年度、一番下の欄ですね、今年度末に社会的養護推進計画（仮称）を策定予定となっております。

これに関する具体的な事業としては、49ページの上から2段目以降に掲載しています。家庭的養護の充実、続いて施設養護の機能強化、ここに専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育についてがございます。それから、50ページ、自立支援、その上から3段目ですね。養護児童に対する自立支援機能の強化というところで、措置延長を行った20歳から22歳までの子を対象に、社会的養護自立支援事業における居住費支援・生活費支援というところが新たな取組でございます。

続いては資料2の25ページになりますが、子供・若者の福祉を害する犯罪対策等ということで、まずは（1）児童ポルノです。主な相談窓口は、STOP！児童ポルノ・情報ホットライン、それから、東京こどもネット・ケータイヘルプデスク「こたエール」の取組となっております。計画策定以降の取組としては、自画撮り被害の防止を目的とした東京都青少年健全育成条例の改正ですとか、ファミリーeルール講座を行っているところがございます。

事業の記載については資料3の51ページ以降になります。51ページの上から4段目、ファミリーeルール講座の記載ですとか、その二つ下に警視庁のSTOP！児童ポルノ・情報ホットラインの窓口の取組がございます。

それから、続く項目が資料2の26ページになりますが、犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への支援ということで、相談窓口として、犯罪被害者ホットライン、それから東京都総合相談窓口となっております。計画策定以降の主な取組として、一番下の欄に四つご紹介しておりますが、具体的な事業として掲載しているところで見いただくと、資料3の51ページ以降になります。

52ページの上から2段目、こちらに警視庁のハートさん#8103、それから下から3段目、インターネットにおける人権侵害に関する法律相談を東京都人権プラザで取り組んでいるところがございます。そのほか、52ページの下ですが、精神的・経済的負担の軽減に関する制度というところで、53ページの上から4段目、犯罪被害遺児に関する支援施策にも取り組んでいるところがございます。

続いて、資料2の27ページ、基本方針Ⅲ、子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備でございますが、1、家庭の養育力・教育力の向上というところで、1、子育て支援の充実、次のページに、2、家庭教育への支援というところでの取組でございます。ここについては、計画策定以降の主な取組としては、一番下の欄、子供が輝く東京・応援事業やライフ・ワーク・バランスの充実についての取組でございます。

具体的な事業としては、資料3の53ページの中段以降になっております。こちらでは、その一番上、保健所・保健センターでの取組ですとか、続いては再掲になりますが、54ページ、下から3段目、子供家庭支援センター事業のほか、地域でのサービスということで、55ページ、子育てひろばですとか、56ページが一番上、保育サービスの拡充にも取り組んでいるところでございます。また、相談体制についても取組を一覧としてご紹介しております。続いて、周産期・小児救急医療体制の推進、それから、57ページの下から2段目、こちらが子供が輝く東京・応援事業ということで、NPO法人などに対して助成金を交付している取組でございます。

それから、資料2の29ページになりますが、家庭・地域と一体となった学校の活性化というところで、1、開かれた学校づくり、2、放課後の居場所づくり、3、地域における多様な活動の場の提供というところでございます。具体的な事業としては、60ページ以降になります。60ページの上から3段目、地域学校共同活動推進事業、こちらが最近の取組になっております。それから、放課後子供教室ですとか学童クラブなど、60ページ、61ページに取組がございます。

それから、資料2になりますが、31ページの3、子供・若者の育成環境の整備というところで、項目としては、1、地域における子供の安全対策、次のページ、2、社会環境の健全化の推進、3、地域で推進する「こころの東京革命」、この3については29年度をもって事業を終了しております。

具体的な事業としては、61ページ以降になります。62ページの下から3段目以降、こちらが新規の取組になります。子供防犯教育人材の育成、防犯人材ソフトパワーの発掘、ながら見守り連携事業、それから63ページ、在住外国人等による子供の見守り活動となっております。

それから、66ページですが、下から4段目以降、こちらが新たな取組、ポップ・ステップ・ダイバーシティ講座、地区委員会なんでもアドバイザー派遣事業、若者の若者社会資源ポー

タルサイトの運営、それから都立産業技術高等専門学校における新たなプログラムの取組となっております。

以上が本計画の進捗状況でございます。本日、この機会に委員の皆様にもご報告をさせていただきます。

それでは、次に計画の改定に向けての検討状況ということで、資料4のご説明をさせていただきます。本計画は国の大綱を勘案して、さらに各局の関連計画との整合を図りながら改善の計画を行うということになっておりまして、子供・子育て会議で検討されている東京都子供・子育て総合支援計画をはじめ、この一覧にございます様々な計画と整合を図ってまいります。

次のページですが、これは内閣府が実施した調査結果に基づいて、現代の若者像をお示したものでございます。主なものを申し上げますと、2ページ、図表2でございますが、自分が役に立たないと強く感じるほど自分自身に満足している割合が低い。それから、3ページの図表4、居場所であると感じている場の数が多いほど、生活の充実度が高くなるなどの調査結果に加えまして、続く4ページでは、家庭以外にも自分がほっとできる居心地のよい場所を持つとともに、何かあった時に支えとなってくれる人との関わりを築いておくことの大切さが考察として示されております。

当本部といたしましては、本日、支援機関の皆様からいただくご意見ですとか、今後の青少年問題協議会の審議において得られたご意見、そしてそれらを取りまとめた答申等を踏まえて、子供・若者計画を改定し、今後も皆様と協力しながら、若者支援施策の一層の推進に向けて取り組んでいきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○座長

それでは、本計画に対して皆様方からご意見をいただければと思います。まずはじめに、当本部の事業でございます、若ナビαの方からご意見をいただいてよろしいでしょうか。

○奈和良委員 今、若ナビαで相談なさっていらっしゃる方で、頻回の方が気になっていたの
で、数字を参考までにお伝えします。若ナビで頻回と言っているのは、1年間に50回以上、週に1回は必ず電話がある方です。

今年度4月から11月末までの8カ月間のデータをお示しします。まず実数になりますけれども、この8カ月間の間に564人の方から電話相談がありまして、そのうち頻回の方が23

名いました。これは、全体の4%ですね。次に、相談件数を延べで見ますと、3,812件の相談があって、そのうち頻回者の相談というのが2,338件。ということは、4%の相談者が、全体の相談の61%を占めていたことが分かったんですね。

若ナビに電話してくる若者は、自分を理解してほしいとか、自分の考えに共感してほしいという方が非常に多くて、これは一体どういうことかと考えてみると、裏を返せば、これまでの体験で、「自分の考えはなかなか受け入れられてこなかった、そして自分の気持ちを分かっしてほしい」と、電話相談の様々な窓口をさまよいつつ、巡回しつつ、自分の居場所を探しているということですね。

その相談内容の内訳ですけれども、昨年度について、まず一番多いのが、自分自身で、47.2%、約半数近くの方が自分自身の主訴を訴えています。次が、約20%弱の仕事関係。残り10%が対人関係。10%弱が家族関係でした。

そして、半数近い自分自身の内訳をみていきますと、1番がメンタル的な健康面のことをお話しされる方が37.5%。これが4割近いです。この延べ件数というのは頻回者の方が大部分を占めているので、メンタル的な健康の相談は、ほぼ頻回者の方が該当すると考えますと、こういった方たちは統合失調症とか双極性障害とか鬱病等の精神疾患を抱えていて、既に支援機関である医療機関とかデイケアとか、様々な相談機関につながっているんだけど、実際にそういう先生方、支援者に対して、自分の本音とか今こんな状態だということを伝えられなくて、若ナビのような匿名で気軽に相談できるところに相談していらっしゃるのかなと。そうすると、そういう方たちは具体的な支援を求めているんですね。なので、なかなか来所相談に結びつかない。具体的な介入に至らないという点が、若ナビの相談の大半を占めてしまっているという状況があります。

そこで懸念するのは、医療機関に私たち相談員がつなぎ戻しで、そういったお話は主治医にきちんと相談してくださいねとお話しするんですが、分かりましたと言いつつ、また若ナビに戻ってくる。いろいろ巡回するところがあって、こういう方たちが40代、50代まで、このまま続けていていいのかということも、今、頭を悩ませていることの一つです。

あと2番3番、これは孤立から来る不安もあるので、不安が15.3%、孤独・孤立が10.3%で合わせると約25%、全体の4分の1を占めるんですが、ここの方たちというのが、若ナビで来所相談を促して支援をしている方になると思っています。漠然とした不安感やもやもやとした悩みを1人抱えて、身近な人には相談できず、1人孤独を感じていると、不安を訴え

る方が来所相談の中でも多くて、他人から何か言われた言葉の刺激に対して非常にネガティブな受け取り方をしてしまう、さらに、自分のせいじゃないかということで不安に不安を重ねていく。非常に繊細というか、ある意味打たれ弱いというか、そういう傾向が今の若者にとっても強く出ている印象があります。

これまで若ナビの実績等でご説明した中で、若者の悩みが複雑化し、輻輳していて、なかなか一つの機関で支援をしきれない、そういう意味では多職種多機関の連携が必要なのですが、けれども、まず連携をする前に見立て自体が難しくなっている事例がありました。実はこの間、非常にこだわりが強いので、発達課題がないかと思って心理検査をしたのですが、発達障害、自閉症障害群には該当せず、不安尺度で見ますと、仕事や社交面に支障が出る日常生活困難レベルという結果が出まして、発達課題と見受けられるようなこだわりのある方の中に、社会的なスキルがないために、不安をいっぱい抱えていて、二次障害的なところも出てきてしまった方や、知的レベルがとても高いのに、アウトプットするエネルギーが非常に弱いので、やる気があるように見えなかったり、おとなしい、内気、時にそれが反抗的にまで見えたりしてしまうというような方もあって、支援が難しくなっています。スーパーバイザーの精神科医の先生がおっしゃるには、思春期、青年期の鬱はなかなか見落とされやすく、見過ごされやすい。その気力のなさに実は鬱の症状があって、それを見過ごしてしまうと、支援がうまく進まないことがあるという説明、助言を受けています。

見立てについて、若ナビは幸い心理検査を使えたりスーパーバイザーの精神科医の先生のアドバイスがいただけるので、今のところ、リスクは避けられてきていると思っています。しかし、今後、若者の支援をしていくときに、こういった難しさ、一般の窓口で受けていくことの大変さを、ひしひしと最近感じています。東京都の機関としては、自治体でできない部分を支援していくとか、連携がうまく機能していけたらと思っています。今後の課題として、私どもが考えるのは、やはりつまずきのポイントが各ライフイベントの中にあり、非行等の課題のある若者の場合は、中学卒業で、就職したけれども、そこでつまずいたときに相談できる場所が、どうなんだろう、そういうときに悪いグループにつながってしまうこともあります。あとは、高校中退や高校卒業のタイミングですね。進学先、就労先で、実践が求められたり社会的スキルが求められたりする段階のときに、つまずきやすい。大学、専門学校を卒業して、ずっと勉強をしてきた方が初めて社会に出るタイミング、これらのタイミングで連携をどうしたらいいのかと考えていまして、早期発見でこじれる前に介入ができると

一番いいと思うので、例えば教育機関と、もう少し早い段階から連携できるような仕組みができないかということを考えております。

すみません。長くなりました。

○座長 ありがとうございます。若ナビαは、もちろん総合相談窓口としての機能もあるのだけれども、各機関等々の下支え的なところもやらせていただきたいと思っていて、そういう意味では、相談者の方からの本音が言えないみたいな形での相談というのもそうなんです。各機関の方からですね、うちでは受けきれないなとかですかね、要因が別にもあるんじゃないかとかですかね、そういった場合にでも、各専門機関からの相談等もお受けをさせていただきますので、そういう意味で、連携をより強化して、本当の支援につなげていくような取組というのも充実させていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、以降は、座席順で教育相談センターさんのほうからご意見を頂戴できればと思ひます。よろしくお願ひします。

○大津委員 はい。東京都教育相談センターは、就学前の幼児から高校年齢相当、18歳で切っていないのは、定時制の方がいたりとか、成人されてもそういった学校に通われている方がいるので、相当という言い方をしています。その対象の本人であるとか、その保護者ですね。成人の方は保護者とはなりません。未成年の方の保護者であるとか、そういった方々の相談を受けているという機関でございます。

相談としては電話相談、来所相談、メール相談という形で受けておひまして、本日、資料としてお配りさせていただいているピンクの資料7ですね。これを見ていただくと分かるのですが、相談の内容を載せていただいているというところでございます。

昨年度の5月に、電話ですけれども、教育相談一般と東京都いじめ相談ホットラインを統合しまして、こういった一つの電話番号で受けられるような形にしておひます。これは全部フリーダイヤルにしていますので、お金がかからないということで、都民の利便性であったりとか、子供が通話料を気にしないで相談が受けられたりということをおひして、ここのフリーダイヤルという形にしておひます。

このフリーダイヤルにした効果と、あとその課題として言ひますと、フリーダイヤルにしたことで、エリアがある程度制限されるということができたおかげで、それまで全国から結構電話が入ってきたんですね。ただ、全国から入ってくると、やはり相談としてなかなか、

地域性であったりとか、そのシステムであったりといいますか、支援機関はどういうふうになっているのかというのは、こちらあまり把握できていないところもあったので、なかなか相談としては難しさがあったのですが、エリアがある程度制限されたことによって、東京都とその周辺の県までちょっと広がってしまうのですけども、そういった形で受けられるようになったという、いわゆる全国からの頻回相談者も、ある程度そこでかからないようにはなってきたてはいます。ということで、都民の利便性ですね。他県から入ってくる方の相談を受けている時間がなくなったことで、都民の方からの受けられる時間がふえているということと言えるかなと。

それと同時に、フリーダイヤルなので、先ほど若ナビもありました、頻回相談者がやっぱりお金を気にしないでかけられるので、多くなってくると。特に昼間よりも夜間の時間帯が非常に多くあるのかなというふうに思います。

24時間の対応としているので、これまでは結構9時からの相談という形のときに、スタートダッシュ的に、いっぱい相談が入ってきたことがあったんですが、そういうのも比較的散らばってきていて、それがだんだん夜間のほうに移っていて、夜間で、精神的につらい思いをされている方とかが電話をかけてくるということは、多くあるのかなというふうに見ております。

そのほかの電話相談も、高校進級・進路・入学相談というのをやっています、これはフリーダイヤルではなく、これは全国からもかけられるようにしているのは、都外から東京に引っ越しをされて、東京、都立学校に進学したいという方のために、一応全国からとれるような形にはしておるところでございます。こちらのほうに、逆にその電話相談の一般のほうからの方がこちらのほうに流入してきて、相談をかけられるという方も中にはいらっしゃるのですが、大分そういったことは少なくなっはきております。

そして、電話相談から来所相談につなげるような形で、非常に気になった方については来所相談につなげてということがあります。来所相談の多いところとしましては、やはり不登校の方々からのご相談が多いかなというふうに見ております。ただ、不登校の背景にはさまざまな要因がありますので、学校での人間関係、いじめですとか、様々な要因の中で、保護者と本人と、両方のケア等を行っているという形でございます。

この相談ですけども、全体として昨年、平成30年の相談の総計としましては、3万461回、私どもは1回という回で言っているんですけども、1回と。3万件ぐらいの相談を受

けているというようなことです。そのうちの電話相談は全ての高校相談から受けてのことですけれども、2万3,245回という回数を受けているところがございます。

そのほか、学校問題解決サポートセンターという、資料6のこちらをつけさせていただいてはありますが、こちらについては不登校とかそういったところではないですけれども、地域の方とか保護者との間で、学校がさまざま問題を受けてなかなか解決が難しいという案件について受けているというようなものでございます。こちらは、まず電話相談で受けさせていただいて、退職した校長先生であるとか指導主事等が対応して、それでもなかなか解決に向かないものについては、専門家のアドバイスを受けていけるような形をとっているという事業でございます。

なかなか学校に対する苦情であるとかというのは、一般的な言葉で使っている、モンスターペアレントと言われている、子どもではそういう言葉は使わないですけれども、そういった方々の問題が非常に大きくなった社会問題になったときに、声がどのくらいあるのかと調べて、それで設置された機関でございます。ただ、学校問題解決サポートセンターは直接解決を図る機関ではなく、助言をしていくというような機関でございます。直接その間に入って仲介をしてさばっていくというようなことではなく、その解決に向けてこういうことができるのではないかと助言をしていくという機関でございます。

また、資料5にあります青少年リスタートプレイス、これが一番高校、高等学校を中途退学したであるとか就学経験のない方、また中学校での不登校の状態にある方等を対象にして、支援事業として行っています。こちらについては、電話であったりとか、あと中を見ていただきますとわかりますけれども、集いというものがある、年3回講演会を開いたりとか、グループミーティング、こちらは保護者を対象にして、さまざま悩みについてグループを組んでお話をしたりするというようなものでございます。

そのほか、進路相談会であるとか就学サポートを行ったりとか、そういったことを行いながら実際の進学に向けてそういった就学経験のない方、中途退学した方とかのサポートも行っているんですが、やはり相談員になる方がすごく多いわけではないので、就学サポートも大体10人ぐらいを目安に受けているというようなことが現実的なところでございます。

そのほか外国人相談、児童生徒相談等も行っているのですが、こちらについてはあくまでも教育相談に関する内容で受けているというところで、そのほかの家庭生活のことであるとか、そういったところでかけていらっしゃる方はいらっしゃるんですが、それはなか

なか対応が難しいところもあつたりとか、あとやはり通訳を介して相談を行うところがあるので、その難しさですね。通訳を介すので、相談員が言っていることがちゃんと正確に相談者に伝わっているかというところは、なかなか難しさはあるのかなというふうに思います。

あと、これはうちの課題としてというところよりも大きな課題としてあるのは、外国人の児童生徒に対して、学校から問い合わせがあつて、発達検査を行ってもらいたいということが時々相談として入ってきます。ただ、なかなかこの発達検査を、教育相談センターでも、日本人の子に関しては要請があつて、来所で面談をしている中で必要があれば、そういった検査をとる場合がありますが、外国の方はなかなか文化が違つたりとか背景が違う、バックグラウンドが違う方に日本人と同じものをとるとするのは、なかなかやっぱり正確性が欠けるものがあつたりであるとか、そういった難しさがあるというところで、そういった方々は、今後、外国の方も流入していく中で、小さいころから成人に近い方までも結構多くいらっしゃると思うので、そういったところも課題としてはあるのではないかなというふうには捉えています。

長くなりましたが、以上でございます。

○座長 ありがとうございます。そうすると、おおむね順調にというか、しっかり対策、フリーダイヤル等々で充実してやられているのだけれども、近年やっぱりこの外国人の方、特に発達の関係というのは、特定課題としてあるのかなというようなお指摘ですね。

○大津委員 そうですね。私どもだけでちょっとなかなか解決ができない、対応ができないところですので。

○座長 はい。ありがとうございます。

それでは、次に女性相談センターの三木所長、お願いできますでしょうか。

○三木委員

東京都女性相談センターからは、新規事業の資料をつづり込んでおりますけれども、ご質問等がございましたら、実際相談センターのほうにお問い合わせ等をいただけましたら、お答えできる範囲でお答えしたいと思います。ただ、ちょっと個人情報保護の件がございまして、件数やそれから相談者の属性等なのです、個別的な問題については、これは要対協と同じような仕組みをつくっておきまして、お答えができません。ですので、事業の概要ですかそういうことでしたら、ぜひご質問いただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○座長 せっかくですので、東京都の機関以外の方から、まずはご意見をいただいてという形

にさせていただきたいと存じます。

保護観察所の熊坂専門官、いかがでございましょうか。

○熊坂委員（代理） 東京保護観察所は法務省の地方支分部局でございます。いわゆる出先機関で、非行のある少年などの保護観察を実施している機関でございます。本日、東京都さんの資料で言いますと、資料2の中に非行に関する方の支援等の分野との関連が大きいだろうというふうに思います。

観察所からは、資料番号15番に沿ってご説明させていただきますが、平成27年8月以降の動きとして特に大きなものとしては、再犯防止推進計画というものがございます。こちらにつきましては、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が議員立法で公布、施行されました。その法律の第7条に、国において計画を策定するよう定められております。これに基づきまして、平成29年12月に再犯防止推進計画が閣議決定されました。計画の期間は平成30年から令和4年度末までの5年間ということになります。また、この法律の第8条に、地方自治体においても計画を定めてくださいという努力義務の規定がございます。東京都内の自治体においても作成を進めていただいております。東京都の資料にもありましたが、東京都におかれましては、令和元年7月31日に東京都再犯防止推進計画を策定いただいたところでございます。

さらに基礎自治体においても計画の策定は進んでおりまして、千代田区におかれまして平成31年4月、千代田区再犯防止推進計画が策定されておりますし、また、豊島区においては令和2年2月、中野区においては令和2年5月に策定予定というふうにお聞きしております。

せっかくの機会でございますので、国のこの計画について、簡単に関連する部分を幾つかご紹介したいと思います。この七つの重点分野のところをご覧いただければと思います。①としましては、就労、住居ということでございます。刑務所や少年院における職業訓練、職業指導などに加えまして、協力雇用主の活動に対する支援の充実を進めているところでございます。協力雇用主と申しますのは、犯罪や非行した人の立ち直りのために、彼らを雇用していただける事業主を指します。ハローワークと連携して就労支援事業に取り組んだりとか、観察所独自の支援制度を拡充したりするなどして、支援拡大を進めているところでございます。

②として、保健・医療・福祉サービスの利用の促進とございます。保護観察所をはじめとして、我々の刑事司法関係機関と、地域の保健・医療・福祉関係機関と連携させていただき

まして、例えば障害のある方などの支援を行っているところでございます。また薬物依存に関しましては、刑の一部の執行猶予制度というものが平成 28 年 6 月から施行されているところでございます。この制度は、端的に申し上げますと、薬物事犯、薬物依存の方の犯罪ということになりますが、そういった方々を中心に、社会内で処遇する期間を確保するための制度でございます。その運用状況を見てみますと、薬物事犯が 9 割以上、年齢で見ますと 20 代と 30 代の人で約 3 割を占めるということになっております。これらの薬物依存のある方に関しましては、観察所と医療機関、自助グループ、例えばダルク等とともに進めさせていただいているところでございます。

③として、学校と連携した就学支援でございます。こちらは、例えばでございますが、少年院の中にいる間から、学校への復学支援とか交通認定試験のサポートなどをさせていただいているところでございます。

あと⑤として、民間協力者の活動の促進などという欄がございます。こちらに更生保護サポートセンターというものがございますけれども、こちらは保護観察所の民間ボランティアとして、保護観察や地域活動を行っていただいています保護司さんというボランティアがおります。その方々が地域の拠点となるために設置されるセンターでございますが、東京都内は全 33 地区ございますけれども、そのうち 29 地区まで設置を進めているところでございます。

ちょっと長々のご説明させていただきましたけれども、この計画や法律が策定された背景にあるのは、この上のほうにあるとおり、経緯をご覧いただければと思いますが、我々刑事司法機関だけの取組ではやはり限界がございます。民間の団体さんですとか自治体さんとの連携というのがとても大事というふうに考えております。本日は教育から始まりまして、保健・医療ですとか、また雇用と、多岐にわたる関係分野の方がご参加いただいております。これまでも保護観察所と連携を進めていただいているところではございますが、非行した子供や若者、彼らはやはり 1 人の地域住民なのだろうというふうに思います。観察所だけではなかなか難しいところもございますので、彼らの更生、自立につきまして、引き続き観察所と一緒に、ご協力、支援をしていただけるようお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○座長 ありがとうございます。

それでは、恐れ入ります。厚生労働省の東京労働局職業安定課長補佐、前田様から、お願

いします。

○前田委員（代理） はい。東京労働局は国の立場で、ハローワークの現場を中心に、雇用、就業に係る取組をさせていただいているところがございます。資料3の計画の中に、東京労働局の取組についてもいろいろ掲載をさせていただいておりますので、計画策定段階から、今年7月1日現在のところでも変更している部分について、ちょっと簡単にご説明をさせていただければと思います。

まず33ページの一番上でございます。障害者の関係で、ハローワークの取組を掲載してございますが、この中の一番下ですね。左側の上は「ジョブコーチ支援、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金等を活用して」とございますが、この助成金がちょっと整理統合されておりまして、名前が変わっておりますので、右側のほうに、特定求職者雇用開発助成金の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コースということで整理統合されておりまして、名称を変更させていただいております。

続いて、1枚めくっていただいて35ページの一番上ですが、若者応援宣言企業という制度がございましたが、これについては29年度末で事業を終了しておりますので、その旨掲載をさせていただいております。

47ページです。上から2番目、難病・発達障害者のところで、これも先ほどご紹介させていただいた助成金です。左側、発達障害者・難治性疾患患者雇用活動助成金ということで項目を挙げておりますが、この名称自体変わっておりますので、右側で、先ほど同様に、特定求職者雇用活動助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）ということで名称を変えさせていただいているところがございます。

あともう1点です。これは7月1日時点でまだ変更になっていないのですが、来年度変更になる予定の部分がございまして、これは、資料上は直っていないんですが、ちょっと簡単にご案内だけさせていただければと思います。18ページをご覧くださいますと、さまざまな就業支援のところで取組をさせていただいて、下から2番目にわかものハローワークについて掲載をさせていただいております。これについては、正規雇用を目指す若者等ということで、概ね45歳未満の者を対象としてということになっておりますが、いろいろ昨今報道等をされておりますように、就職氷河期世代の支援を強化して取り組むということで、その就職氷河期次代を、おおむね35歳以上から、上はちょっと幅広ですけれども、55歳未満ということで定義づけをさせていただいている関係で、この35歳以上の部分をわかものハロ

ーワークから切り離して支援を行うということで、来年度以降、わかものハローワークの対象年齢は、35歳未満になるという予定になってございます。正式な通知がまだ参っているわけではなく、予定でございまして、その旨ご承知おきいただければと思います。

それに関係して、就職氷河期世代の支援の関係で、現状どういった支援を行うか、分かっている部分をちょっと簡単にご案内させていただきたいと思っております。来年度以降の取組でございしますが。

まず、ハローワークにこの専門窓口を設置して支援をしていくという取組でございまして。これはハローワークに専門窓口、氷河期世代の支援の専門窓口の設置をしまして、キャリアコンサルティング、そしてあるいは生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、あるいは求人開拓等々といった支援を一貫して実施していくということで、これは全国69カ所のハローワークに専門窓口を設置するという予定になってございます。そのうち東京都内のハローワークにおいては、6カ所設置をするという予定になっておりますが、既に都内、ハローワーク池袋とハローワーク立川におきましては、先月11月18日から、特に予算等の措置はないままですけれども、先行的に専門窓口を実施、設置いたしまして、取組を実施しているというところでございます。

あと来年度以降の新しい取組といたしましては、ハローワークだけではなくて、民間事業者による創意工夫を生かした支援もあわせて活用することが重要ということで、成果連動型の民間委託によって、不安定就労者の教育訓練、職場実習等を行い、安定就職、正社員就職につなげる事業を創設するというところでございます。これは全国10の都道府県労働局を選定としてということで、東京も含まれているということになっております。具体的には2カ月程度の教育訓練、職場実習等を実施する場合について、その訓練に係る費用を基本費用として、1人当たり10万円を支給ということになっております。さらにその訓練等を経て、安定就職、正社員就職をして、一定期間、6カ月と定義しているようですが、定着した場合には成果を上げたということで、プラスして50万円の委託費を支給する。さらに6カ月、合計1年間ですね、定着した場合には、さらに10万円を支給するというような、成果によって委託費が変わってくるというような事業も新たに実施するというところで、計画されているということでございます。

あとは既存の助成金の中に、氷河期世代の方を雇い入れた場合について、そこも対象にしていくということで、助成金が特定求職者雇用開発助成金であるとかトライアル雇用助成金

が拡充されるというような形になっておりますし、職業訓練についても、現在国がやっております求職者支援訓練につきましては、3カ月からというコース設定になっておりますが、3カ月からだちょっと受けづらいというような声もあるようでして、これを2カ月からの訓練も実施が可能になるように制度を変更するというような形で聞いているところでございます。

こうした労働分野の施策以外にも、福祉分野であるとか教育分野、あるいは民間の各業界団体さんの取組等も進めていただく必要があるということで、それで、全体の進捗管理をする就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームという会議体を、来年度設置する予定としているところでございます。そうしますと、東京都であるとか各関係機関の皆様方におかれましては、構成員として参加をお願いするというような場面も考えられますので、その際にはぜひご協力をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

東京労働局からは以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

次に、育て上げネットさんのほうから、取組やご意見をいただければと思います。

○藁田委員（代理） はい。ありがとうございます。

それでは、配付資料の23番と24番についてお話をさせていただきたいと思います。

育て上げネットは、無業の若者の就労支援をしている団体です。無業の若者だけを支援してもなかなか難しく、その保護者、家族のご支援もしています。お子様の年齢は、10代から一番上は40後半まで。親御さんは、一番上は80代の方、そして下は30代の親御さんです、基本的には家族とその子供の悩みの相談に乗りながら、一緒に考え解決思考で、宿題を出しながら、課題を整理して、進めていくというやり方をしています。月に1回程度、年間700件ほどの相談をしています。

相談は対面だけでなくオンライン相談も実施しています。実はこのオンライン相談を使っている方が、父親、管理職の女性のワーキングマザーと、あと海外赴任中の方からご相談いただいています。

なかなか相談窓口に来ることがなかった方から繋がり始めています。今まで私どもも、ひきこもり、不登校、無業のお子様にご家族に関して、いつでも相談を待っていますというアプローチをしていたのですけれども、やはり待っているだけだと、なかなか相談窓口に来てくださらない方たちが多く、そして昨今のいろいろな報道を見ましても、どう

しても我が家の恥は外に出せないという、そういうご家庭の方というのがやはりその管理職の方のご家庭に多いということで、2年前から、会社の福利厚生のいろいろな冊子に、私どものこういった相談を掲載したところ、海外赴任中や特に管理職の父親の方から相談をいただくようになってきています。

相談の内容もひきこもりが中心なのですが、複合的で、不登校からひきこもっているとか、あとは海外にルーツがある親御さんで、やはり日本で事業が成功されたけど、行政の窓口には行けないとか、そういった方たちがこのオンライン相談につながっています。その理由は、誰からも見られないような状況で相談できるメリットです。特に私どものオンラインはテレビ会議システムを使ってやるので、お互いに顔が見える関係ででき、少しずつ効果が出てきているというところです。

もう一つ、資料の24番ですけども、そういった相談の中で、最近やはりお子様のSNSと、あとネット依存やゲーム依存のことで、相談件数が増えてきましたので、こちらは情報提供ということで、企業にも応援をいただきまして、1月18日に立川の三井住友信託銀行のセミナー室を借りまして、今年の4月に東京医科歯科大学でネット依存の外来ができましたので、そこで家族相談をされていらっしゃる方をお呼びいたしまして、いろいろと皆様と話し合える場の提供をしています。もし、そのようなことで悩まれている方がいらっしゃいましたら、そしてご興味がありましたら、ご参加いただければと思います。

私のほうからは、簡単で、以上でございます。

最後に、親御さんが相談しているんですけど、親御さんがインターネットとかに弱いので、実は20年以上ひきこもっていた息子さんがそのセットをしてくれて、私たちが話しかけると、その若者と顔が合って、最初は逃げるんですけど、だんだんお母さんに変化が出てくると、最終的にはその本人と私たちがオンラインでつながって、何度か話をする中で、オンラインから対面に来ることがわかってきました。私たちはまさか本人とつながるとは思わなかったんですけど、そういうことがありました。

以上です。

○座長 ありがとうございます。

それでは、文化学習協同ネットワークさん、お願いできますでしょうか。

○藤井委員 はい。同じく配付資料25で、「みらいる」という事業のチラシを入れさせていただいています。

これは武蔵野市の委託事業なのですが、10代後半の若者をメンターゲットにした支援の仕組みです。相談及び居場所、場合によってはソーシャルワークもします。先ほど若ナビαからもご紹介ありましたが、東京都の場合は98%ぐらい高校進学率があるのかな、社会の側が98%の若者をしっかり把握しているわけですね。ただ、学校を離れた途端に、おとなりの藁田さんは「社会的行方不明者」という表現を使っていましたが、そうになってしまう。例えばその後サポートステーションにつながるまでに5年、10年、15年、20年かかって、しかもそこは家庭の力によってつながれるかどうかが決まってしまう。僕は「社会的ロスト状態」という表現を使いますが、ロスト状態に陥ってしまうのを防ぐ意味でも、10代後半は極めて重要な時期であるというのが申し上げたい1個です。

それから10代後半というのは、もう1個、児童福祉にどう関われるのか。下手すると、18歳になったら児童福祉が切れちゃう。児相の話についてもこの間の計画に入っていましたけれども、人員や予算増えるのかというのが決定的に重要だと思っているんですけども、それは議会にかかわることなので、何とも言えないですが、我々のところに来ている10代後半で、児相ケースにしなきゃいけない、どう考えても危ないという若者を体制的にも本当に弱い「みらい」で対応しなきゃならないということもあります。

それから、実際、東京都で10代後半の支援施策がないかということ、必ずしもそうじゃないことはよく存じ上げているんですが、ただ、ワンストップであるかどうかということは極めて重要だろうと思っています。我々は「曖昧な総合性」という表現を使いますが、相談もする、学校のつなぎもする、ソーシャルワークもする、学びやとしての勉強もする、居場所もある、プログラムもある、それらの中で、本人に一体何が必要かなということ、本人と、場合によっては保護者やそれまでに関わってきた支援者とのカンファレンスも含めて、詰めるながら、考えていかなきゃならない。実際には、主訴が立ち上がるのを支援するのも我々の仕事なんですよ。主訴が明確になって、こういう主訴だからここにつながるなんていうことは、ほぼこの時期の若者にはないです。

もっと言えば、20代、30代も含めて若者全般そういうケースはほぼないと僕らは感じています。主訴の立ち上げそのものからいって「曖昧な総合性」が必要で、ワンストップであることが必要だと。国の場合は、今いろいろな事業が縦割りではばばらにあって、施策や事業間の重なりを嫌いますから、重なっているところを財務にエクスキューズするために、ものすごい無茶な仕様が出てくる。若者サポートステーションって最たるものなんですけども。

そういう中で、利用がものすごくしづらくなっているという実態がある。重なりも含めて曖昧にやっていくことの重要性ということ、特にこの10代後半でやっていかないといけない。その頃一回支援組織や支援窓口につながったけど、嫌な思いをして、あんなところ二度と行くものかと思って、支援というものから遠ざかっている若者は結構います。ということも含めると、この時代が重要であるということが我々は考えているところです。

そういった意味で言うと、ワンストップであることをこの時期に目指しながらも、ただし、実際、義務教育年齢まではかなり丁寧に基礎自治体で、教育委員会含めていろんなシステムがあるんですけども、義務教育年齢を超えると、日本の若者の支援は、国の制度で言うと、雇用政策としてしか実行されていません。雇用政策に16歳が乗るかよといったら乗らないです。もっと豊かな進路模索であったり、場合によってはもう一回学校へ行くかとか、高等教育を受けてみるかとか、高等教育行かないまでも高認を受けてみるとかいった、いろんな試行錯誤が保障される、支援の総合性を持った曖昧な場所というのがほぼないというのが実態です。ここをどうつくるかということが、今、世の中で絶対必要だろうというふうに思っています。

さっき言った、社会的ロスト状態を生まないためにもそれが必要だろうというふうに思っています。「みらいる」も、そういうたくらみを持ってやってきている。、これ、恐らく東京都は大きすぎますので、かなり基礎自治体とのやりとりが重要になってくるだろうな。居住地域から近いところ、場合によっては居住地域じゃないほうがいいこともあり得るんですけども、近いところで、いろんな施策や事業があったほうがいいだろうなと思ったときに、自治体というものの子供・若者支援施策に関する極めて重要な役割というのがあるというのは思っています。

きょうのお話ししたい二つ目は、この自治体の役割と、申し上げた、恐らく国の若者支援施策の基幹であると思うのですが、若者サポートステーションが、結構ここ二、三年で乖離してきているということの危機感です。はっきり申し上げると、入札方式になったことによって、自治体がどの団体と組んで若者サポートステーションを実行するのかということに、事実上ほぼ関われなくなっています、仕組みとして。入札方式で、誰と組むかということは自治体はほぼ関与できない。

せめて自治体の推薦というのがかなり大きなウェートを占めるように、例えば九都県市の会議で、若者サポートステーションの選考の際に、自治体の推薦もしくはそれに類似することを、

ポイントを一気に上げてくれというふうに、東京都からも言ってもらえないでしょうか。若者施策では自治体と一緒にやっていくことが重要だと思っています。

ありがとうございました。

○座長 貴重なご意見ありがとうございます。

青少年自立援助センターさんからお願いできますでしょうか。

○菅野委員（代理） 青少年自立援助センターで受託している東京都ひきこもりサポートネットについて、お話をさせていただきます。内閣府のひきこもりの調査の影響などあり、もともと家庭の問題と見られがちだったひきこもりの問題が、やっぱり社会問題だと強く認識された年であったと思っております。ひきこもりサポートネットにおいても、先ほどご案内があったように、もともと訪問相談が、年齢制限が34歳までという制限があったんですけど、今年の6月からなくなっています。ちょうど川崎や練馬の事件があった頃と重なっていて、一時的に電話相談が殺到しました。ただ、内容的には、どちらかという、自分はひきこもりに該当しますか？ですとか、うちの子もいずれそうなりますか？といったような、具体的な対応策とか解決策というよりは、センセーショナルな事件の影響により、とにかく不安に駆られてという電話が多数でした。

ひきこもりサポートネットは、電話相談、メール相談、訪問相談を実施していて、保護者の方ですとか関係者の来所の相談という枠がないという欠点があります。ひきこもり状況の方の課題は、自ら相談に来れない事にあるので、訪問相談というのは肝だと思んですが、ひきこもりの問題を抱えている家族の方も、訪問相談によって多かれ少なかれ家庭に第三者が入ることによって、どうなるかわからない、もしかしたら状況が悪化するかもしれないという不安もあるので、来所相談による前準備も重ねることができないまま訪問を依頼するというのは、一定のハードルがあると思っております。訪問相談はこの数年で微増をし続けているんですけど、ひきこもりサポートネットにおける訪問相談の件数というのが11月までで33件にとどまっております。

ちなみに、そのうち40代以上という方が7件で、最高年齢が61歳の当事者の方の妹さんからのご相談からつながっているという状況です。

件数が少ないので一概に言えないですけど、大ざっぱに30代までと40以上の方の訪問相談におけるケース、つなぎ先を分類すると、やはり30代までは、先ほどお話にあった若者サポートステーションを含めた、具体的な進路決定や就職に結びつくような就労支援機関、40

代以上になると、その前段階の将来の生活面の不安ですとか、今現在の健康面の不安を訴えるような方が傾向として多いため、生活困窮者の相談窓口ですとか保健所さんにつなぐというケースがメインとなっています。

これは余談ですけど、つなぎ先である民間支援団体、今発言いただいた NPO 法人文化学習共同ネットワークも含めた、東京都若者社会参加応援事業の登録団体と研究団体が今 22 団体あります。訪問相談の年齢の上限が撤廃されたので、そういう民間団体が対象としている年齢に関して、独自に調査をしました。まだちょっと若干整理がついていないところもありますが、明確に、うちは 30 代までが対象ですよと言っている団体ですとか、逆に年齢制限は全くありませんよと言っている団体が、それぞれ 3 から 4 団体で、その他の団体は、おおむね 30 代から 40 代ぐらいを目安にしながらも、その団体の特色、例えば学習支援をメインにしているような、10 代が多いような団体は、40 代以上の方も受け入れないわけではないですけど、当事者の方が、10 代の方と一緒に活動するというのはしんどいんじゃないでしょうかですとか、そもそもスタッフが 20 代中心ですから、対応がちょっと難しいかもしれませんみたいなお話がありました。団体によっては、個別相談は受けられますけど、その団体がやっているフリースペースの利用はちょっと難しいですよという、提供できるサービスが限られるといった回答がありました。

本当にひきこもりの問題が、全年齢、社会問題として表面化したというのはいいことだとは思っていますが、もともと若者支援団体が担ってきた部分が、年齢の上限がなくなったことによって、まだ整理がついていない部分があると思っております。例えば、若者社会参加応援事業のリーフレットに、利用している人の平均年齢みたいなものを組み込んだり、あとはもう思い切って、ひきこもりサポートネットを、若年者用の相談窓口と、40 代以上の方用の相談窓口というように分けたりですとか、年齢によるミスマッチを防ぐための工夫が必要です。せっかくひきこもり状況から一歩踏み出してどこかの支援機関につながろうと思った方が、繋がった先でうまくいかないというのは、一番避けたいところですので、ご検討いただければと思っています。

以上です。

○座長 ありがとうございます。

○山崎委員 すみません。ちょっと私も言いたいことがあるんですけど。

○座長 お願いします。

○山崎委員 今日この会議で、この経過、子供・若者計画が、年度が変わって新しくつくられるということで、それについてのご意見を聞きたいというふうに聞いていたんですね。それで私、読んできたんですよ。

今、藤井さんとか、菅野さん、皆さん、墓田さんとかがおっしゃっていたこと、本当にもっともだと思って、これ、私、発達障害という観点からですけども、センターは相談だけじゃなくて、私はもうほとんど都道府県、区市町村を全部回っているの、あと研修も触法関係から全部研修、いろんなところを回っているんですね。

こういう観点からで、やはりこれ、子供・若者ということで30歳ですよ。それで、計画の基本理念とか、作成に当たってとか、これはいいんですけども、この第3章の3になったときに、子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備とありますよね。そこがまさに藤井さんなんかみんなおっしゃっているというところで、ここの2が学校、地域と一体となった学校の活性化、30代のうち学校って、義務教育なんて15歳までで、本当に発達障害をやっているも本当に思春期というのがすごく大事で、思春期、本当に18歳、その後。今、大学が疑似社会体験の場になっていないので、というのもあるし、学齢、高校生になると消えちゃうというような、本当にそう、つながらない。

やはりここのところを抜本的に、放課後の居場所づくり、今、放課後の居場所づくりという時代じゃないですよ。本当に、もう放課後だけじゃなくて、東京都若者社会参加応援事業などはそのためのあれですから、やはりここの考え方をまず変えないといけないのではないかかというのを非常に思っています。それが第1点。

第2点として、発達障害の施策で、これは教育庁さんが非常に一生懸命やっているのもよく存じ上げているんです。特別支援教育ですとか、ここの本庁のほうもよくやっていらっしゃるの承知で、教育庁にも申し上げているので、いざ、やはり私立はどうなるんだというところですね。ある区なんかの場合ですと、中学校に行く生徒が私立に行く子のほうが多いんですよ、区立より。そういう区なんかも出ているんですよ。ですから、やはり私立の子たちも都民なので、やはり高校になるともっと行くわけですよ、私立とか。私立は東京都の言うことを聞かないかもしれないですけども、そろそろ私立の、ここにも、いじめのところでは私立高校という話が出てきていますけども、まだ不登校とかそういうところ出てこないじゃないですか。そろそろ私立というのも名前が出てきても、そろそろもういいのではないかなという。出しにくいということは重々承知です。

高校もやっとソーシャルワーカーを置くとか、あと特別支援教室のあきる野でモデル事業が始まるとか、実に本当にこの10年を見ていて、中学校、高校、発達障害、小学校というところでは、発達障害についてすごく変わってきた。それはすごく評価していて、中学校もだんだん変わってきて、今やっと高校に、となつて、事情はよく分かっているんですけども、そろそろ私立というところも、この子供・若者計画の中で出てきてもいいんじゃないかなというふうな。具体的な施策は上げられなくても、せめて文言として、最初のほうのところの文言として上がってもいいんじゃないかなと。そういう時期じゃないかなというふうに思っています。

その2点だけ、今日は申し上げようと思って来ました。

○座長 ありがとうございます。ご案内のとおりというか、東京都の子若計画というのは、全国もそうなんですけど、国の子供・若者支援大綱を勘案してということで、そこも見据えてというところと、私立はご案内のとおり、それぞれ取り組んでいて、都の計画で書くのがどうなのかみたいなどころがあるのも事実なのですが、福祉保健局さんのほうで発達障害の関係の計画もつくられていますので、そこも整合を図りながら、書けるところは書いていきたいなというふうに思います。

○山崎委員 ぜひよろしく。

○座長 はい。受託団体の方でも結構ですし、この際というところがあれば、ご発言をぜひお願いしたいのですが。

○高村委員 一つだけ情報提供を、せっかくです。

○座長 はい。よろしくお願ひします。

○高村委員 私ども法テラスに関しては、法律的なトラブルにいらっしゃっている方ですので、特別に若者の方向だけに何か取り組んでいるということではないですけれども、一応傾向として申し上げますと、昨年度は全体で4万460件法律相談がございまして、そのうち10代の方が、これは東京の法律相談ということですが、10代の方が196件、20代が5,519件、一応30代の方を入れますと、30代の方が7,939件、合計で1万3,654件ということで、一応若者分野の方が全体の3分の1いらっしゃいました。

事案として、直接リンクさせているわけではないですけども、4万の中の事案としては、多重債務がやはり一番多くて1万4,324件、続きまして、離婚を中心に家事事件が1万1,396件。多重債務と家事事件が、これは多いのは実はもう数年来、いつものことですけども、

これに続きまして、労働事件というのが非常に今多くてですね、私どもデータを入力しているシステムの中で言うと、今まではいつも未払いの給与ですとか直接的なまさに労働事件だったんですけれども、去年は実は、その他という項目が一番多くなってしましまして、これはデータで見れないものですから、受け付け担当ですとか、いろいろ事情聴取しますと、はじめ、嫌がらせ、パワハラ、これがもう断トツで多いということで、結局そうやってきますと、メンタル面も病んでしまう方も多いですし、やはり若い方に多いんですけれどもね、ターゲットになるのが。そうすると、結局生活できないので借入れをして多重債務につながってくるというようなことで、多重債務の案件なんかも見ますと、理由がそういった形から借入れが始まったとか、働いているうちは借りているものが順調に返せていたんだけど、病気になって結局返せなくなったというようなことで。

あとはそういったところで、同じ法律問題の中でも、例えば家事事件も多いという話をしましたけれども、離婚をするケースが非常に多くて、特にDV案件は今多くて、女性相談センターさんなんかともいろいろご協力を頂戴しているところですが、やはり離婚した後、すぐに働くというのは、小さい子もいれば、当然、保育所の関係とかも含めて難しくて、やはりすぐにとということになると、借金をするというようなことで、法律問題の分野は違うんですけれども、中身、申し込み理由などを見ますと、いろんところで一つにつながるんだというのが実はよくわかるところでございまして、そういったところでは、うまく就労につなげるとか、あるいはさまざまな手当や支援などにつなげられるか、そういったところで、誰が最初に気づくかということだとは思いますが、いずれにしろ、なかなか私ども弁護士が、法律問題だけといった形で、それ以外のところまでお世話できないというのがありますので、そういう意味では、いろいろな団体さんとの連携というのが必要かなというのは実感として思いました。

ちょっと傾向について情報を提供させていただきました。

○座長 ありがとうございます。

逆にそういう場合というのは、何かこの関係者のところにつないだりということも、実際にはあたりとかするんですか。

○高村委員 そうですね。なかなか直接、今日いらっしゃる方々にご連絡をとってということはないんですけれども、必要性はあろうかなとは思っています。

○座長 はい。ありがとうございました。

それでは、大変ちょっと申しわけないです。30分程度も超過してしまいまして、恐縮でございます。そんな中でも、貴重なご意見をいただきまして、どうもありがとうございます。今後の施策に生かさせていただければと思います。また、本日多数の機関の方から意見をたくさんいただいております。資料一覧にもさせていただいておりますけれども、それぞれその機関はどういうことをやっているのかということのを改めてご確認いただいで、連携の基礎にさせていただければと存じます。

本日は会議の進行等々で大変ご迷惑をおかけしました。引き続き、今後ともよろしく願ひいたします。

それでは、第1回の連絡調整部会をこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後5時33分閉会